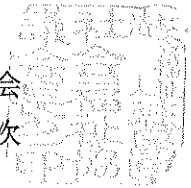


令和4年10月13日

令和3年度 福祉サービス第三者評価事業

評価結果報告書

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
会長 漆原 完次



社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会における第三者評価の結果について、別紙書類をもって御報告いたします。

当該評価結果の活用による貴事業所のさらなる質の向上に御期待いたします。

法人名	社会福祉法人揺籃福社会
代表者名	理事長 朝井 伸治
施設名	めだかのこころ
訪問調査日	1月31日(月) 10:00~12:00 3月7日(月) 10:00~16:30 3月15日(火) 10:00~12:00

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

名称	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
調査実施日	令和4年1月31日・3月7日・3月15日

②事業者情報

名称	幼保連携型認定こども園 めだかのこころ	種別	保育所
代表者氏名	園長 三好 美穂	定員	120名
所在地	徳島市新浜本町2丁目2-23		

③総評

◇特に評価の高い点

意欲的な教育・保育の質の向上に向けた取り組み

園では、教育・保育の質の向上に向けて、組織的な取り組みを実施している。定期的に、社会福祉事業全体の動向や地域の情報等を踏まえた分析を行い、人事・財務・労務等に関する課題や問題点を明確化し、評価・分析を行っている。組織のなかに、8つの職務分野（キャリアパス担当、リクルーター担当、環境担当、安全担当、保健・衛生・美化担当、食育担当、鼓笛隊担当、健康経営担当）を設置し、担当職員を定めることで、各分野における課題の解決・改善に取り組んでいる。各分野における取り組み内容や協議・検討した事項は、事業計画部門で集約を行い、次年度の計画策定に活かすなど、PDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に向けた体制を整備している。また、第三者評価の受審に向けて、新たな体制を組織上に位置づけている。評価基準にもとづいて、全職員が自己評価を行うとともに、収集した評価結果にもとづいて、目標管理制度の導入や保育実践の振り返り等を実施し、さらなる質の向上・改善活動を実施している。よりよい教育・保育の提供に向けて、サービスの質の向上に意欲的に取り組んでいることは、評価できる。

職員の働きやすい職場環境づくりへの取り組み

園では、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みにより、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。理念・基本方針等にもとづく“期待する職員像”を明確化するとともに、採用・配置・異動・昇進・昇格等の人事基準も明確化し、職員に周知を図っている。職員一人ひとりの育成に向けて、目標管理制度やキャリアパスシステムの導入、園内外の教育・研修への参加を推奨するなどの取り組みにより、職員が自ら将来の姿を描くことができるような体制整備を実施している。登降園の確認や会計処理等の業務にICTを活用したり、ノーコンタクトタイムを設けたりして、業務の効率化も進めている。また、生活・健康面における福利厚生を充実することで、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮している。質の高いサービスの提供に向けて、職場環境の整備に取り組んでいることは、評価できる。

子どもを主体とした全体的な計画の作成と環境の整備

園では、理念・基本方針にもとづいた、全体的な計画を作成している。計画には、保育の考え方の中心となる教育・保育理念を示すとともに、6つの教育・保育方針を掲げている。子どもの年齢ごとに教育・保育目標を定めつつ、園における特色のある教育と保育（多元的知的能力を育む教育、保幼小中一環継続教育、異年齢保育の導入、絵本・音楽・身体を通じた表現活動）、主な行事、教育・保育時間等を記載するなど、計画的に保育に取り組むことができるようにしている。主な教育・保育の内容以外にも、健康・安全に向けた取り組みや子育て支援、職員の資質向上、小学校との連携、カリキュラムマネジメントと評価、保育計画に関しても記載し、実効性の高い内容となっている。園内の環境は、全体的な計画にそって、子どもが主体的に過ごすことのできる物的・時間的・空間的環境を整備している。園の取り組みの基盤となる全体的な計画の策定と、計画にもとづく子どもが主体的に過ごすことのできる環境の整備に取り組んでいることは、評価できる。

◇改善を求められる点

理念・基本方針にもとづく経営課題の改善に向けた中・長期計画の策定

園では、保育を必要とする子どもに対して園が果たすべき役割を示した理念・基本方針を掲げている。理念等の実現に向けて、経営環境や経営状況の把握・分析にもとづき、10か年の中長期事業計画を策定している。計画には、3つの目標や目標達成に向けた園の取り組みを記載するなど、理念等の実現のために目指すべき方向性を示している。しかし、課題・問題点等の解決に向けて、具体的な成果等を示すまでにはいたっていない。今後は、10か年の計画をもとに、中期的な計画を策定するなど、経営課題や問題点等の解決・改善に向けた具体的な取り組みにより、実施状況の評価を行える内容とすることに期待したい。

標準的な教育・保育の実施方法の周知に向けた取り組み

保育の標準的な実施方法を文書化することは、画一化とは異なり、保育を提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、職員の違いによる保育水準・内容等の差異をなくし、一定の水準・内容を保った取り組みを行うために必要となる。園では、現在、教育・保育の標準的な実施方法について記載した“保育・教育マニュアル集”を作成している。今後は、マニュアルの作成を進めるとともに、子どもの状況や園を取り巻く社会福祉状況等を踏まえながら、マニュアルを見直す仕組みづくりが望まれる。また、作成・見直しに当たり、子どもの尊重・人権、プライバシーなどに関わる姿勢を明示し、職員に周知を図ることに期待したい。

④福祉サービス第三者評価結果に対する事業者のコメント

まず、保護者のみなさまには第三者評価保護者アンケートにご協力をいただきありがとうございました。
こども園の保育・教育、また施設運営について、原点（第三者の要求事項）を知ったうえで質改善を行いたいとの思いから第三者評価受審にいたしました。事前に立ち上げたプロジェクトの中で職員全員が自己評価し、準備として様々な見直しをし、受審・評価をいただくことで、職員全員が良い点や改善点を見直す良い機会となり、さらにこれから取り組むべき課題を明確化できたことがとても良かったと考えています。
園児、保護者、さらに職員が安心して楽しく生活ができるよう、すぐに取り組むことができること、意見交換をしながら時間をかけてでも検討していくこと、今に満足することなくさらに伸ばしていくこと等、職員一同一丸となって取り組んでいこうと思えます。
最後に、徳島県社会福祉協議会ご担当の皆様には、第三者評価受審にあたりさまざまな配慮と丁寧なヒアリングや書類確認をいただきました。そのうえで貴重なご意見をいただき、保育・教育また施設運営の大きなヒントとなったと考えています。
めだかのこころは、これからも地域一番店をめざし、保育・教育の質の向上に向けて、園づくりをしていきます。

⑤評価細目の福祉サービス第三者評価結果(別添)

福祉サービス第三者評価結果（保育所版）

事業所名	幼保連携型認定こども園 めだかのこころ
------	---------------------

I. 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	評価結果		判断の理由・取り組み状況
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
[1] I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	⑥	c 幼保連携型認定こども園（以下「園」）では、法人と同様の理念・基本方針を明文化している。理念には、保育を必要とする子どもに対して園が果たすべき役割を示している。理念にもとづいて、教育及び保育における6つの基本方針を示し、子どもの教育・保育における方針を明示している。理念等は、園内のパンフレットや入園のしおり、重要事項説明書、事業計画書などに記載し、職員や利用者等に向けて周知を図っている。また、ホームページにも理念等を記載し、広く周知を図るよう努めている。今後は、理念等の見直しにあたり、理念が教育・保育以外にも、法人（園）の経営や地域との関わり方等を踏まえ、使命や役割、存在意義等を反映したものとなっているか検討されたい。また、基本方針は、子どもに向けた教育・保育方針以外に、地域との関わりや関係機関等との連携、運営・経営にともなう情報公開など、職員の行動規範となるよう具体的な内容を示すことに期待したい。

I-2 経営状況の把握

	評価結果		判断の理由・取り組み状況
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
[2] I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	b	c 園では、地域の園長会や研修会等に参加し、社会福祉事業全体の動向について把握するよう努めている。地域の統計資料等から、各種福祉計画や人口動態などについても把握している。把握した情報をもとに、園の経営環境や地域の課題等について分析している。
[3] I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	b	c 園では、把握した情報にもとづいて、経営環境や教育・保育の内容、設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状を分析し、課題や問題点等を明らかにしている。課題等については、理事会・評議員会で報告するとともに、毎日の昼礼などの機会に、職員間での周知・理解を図っている。また、表出した課題等の中・長期計画や事業計画に反映し、解決・改善に向けた具体的な取り組みを実施している。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
[4] I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	⑥	c 園では、理念・基本方針等の実現に向けた、10か年の中長期事業計画を策定している。園を取り巻く環境や現状の経営環境等を踏まえつつ、理念・基本方針の実現に向けた3つの目標（施設の安定的運営、事業者体力の強化、地域の社会福祉ニーズに対応した事業実施）を示している。目標の達成に向けて、園内の取り組み（保育内容、組織体制、職員体制、人材育成、地域交流・連携・地域貢献、施設整備、資金収支計画）に関して、取り組むべき方向性を明確化しているが、課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容を示すまでにはいたっていない。今後は、10か年の計画をもとに、中期的な計画を策定するなど、課題や問題等の解決・改善に向けた具体的な内容となることに期待したい。
[5] I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	⑥	c 園では、中長期事業計画の内容を反映した、単年度の事業計画を策定している。計画には、人材育成や環境整備、防災などの取り組みごとに、目標や方針を記載している。今後は、職員の教育・研修計画や園内の行事計画等をわかりやすく一覧化したり、組織内の“ヘッド企画部門”で示された各セクションで実施している内容を年間計画として記載したりするなど、より具体的な成果・実施する内容が示されることに期待したい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
[6] I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	⑥	c
[7] I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	⑥	c

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	評価結果		判断の理由・取り組み状況
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
[8] I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	④	b	c
[9] I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	④	b	c

II. 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	評価結果		判断の理由・取り組み状況
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
[10] II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	⑥	c
[11] II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	④	b	c

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
[12] II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	①	b	c	園長は、日ごろの教育・保育実践やヘッド企画部門、第三者評価及び事業計画部門において、教育・保育の質に関する課題や問題点等を把握している。把握した課題等について、継続的に評価・分析を行うとともに、園長自ら各部門の活動に積極的に参画している。定期的に、職員一人ひとりとの面談を実施し、目標管理に活用するなど、教育・保育の質の向上に向けて指導力を発揮している。
[13] II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①	b	c	園長は、人事・労務・財務等を踏まえ、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて取り組んでいる。中長期事業計画に、業務の効率化に向けた取り組みを記載している。保育支援システムや会計処理などのICTを活用したり、ノーコンタクトタイムを設けたりするなど、業務の効率化に向けた活動に対して指導力を発揮している。

II-2 保育士等の確保・育成

	評価結果			判断の理由・取り組み状況
II-2-(1) 保育士等の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
[14] II-2-(1)-① 保育士等の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①	b	c	園では、必要な人材等に関する基本的な考え方を明確化し、中長期事業計画や単年度事業計画書のなかで、人材の確保・育成に向けた方針を示している。年間研修計画を作成し、職員が園内外の研修を受けることができるよう、計画的に取り組んでいる。組織上に、職務分野として“リクルート担当”を配置し、保育士養成校に向けた求人募集の実施や県内保育フェア・就職フェアへの参加、プレゼンテーション資料の作成、職員募集用パンフレットの更新など、効果的な人材確保に向けて積極的に取り組んでいる。
[15] II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	①	b	c	園では、理念・基本方針等にもとづく“期待する職員像”を明確化するとともに、事務所に掲示し、職員間での周知を図っている。給与規程・就業規則等、人事基準に関する規程等についても、職員に適切に説明している。県内や地域の職員処遇水準を把握・分析し、処遇改善に取り組んでいる。職員一人ひとりの就業状況や専門性、職務遂行能力等を評価し、キャリアパス制度を整備するなど、職員が将来の姿を描くことができるような仕組みづくりを実施している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
[16] II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①	b	c	園では、労務管理に関する責任体制を明確にし、職員の就業状況や意向等を把握する仕組みを整備している。毎年、健康診断を実施するとともに、インフルエンザの予防接種も実施するなど、職員の心身の健康と安全確保に向けた取り組みを実施している。有給休暇の取得や資格取得の支援、スポーツ施設利用補助など、生活・健康面における福利厚生を充実することで、ワーク・ライフ・バランスに配慮している。健康経営優良法人の認定も受けている。また、職員ヒアリングやメンタルヘルス等も積極的に導入し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
[17] II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①	b	c	園では、“期待する職員像”を明確化し、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みを構築している。独自の様式を用いて、日常の保育やクラス運営、職務分野、ビジネスマナー等のなかで、職員自身の目標や身につけること、工夫点などを設定している。年度当初に、職員一人ひとりが目標を設定するとともに、四半期ごとに面談を実施し、設定した目標の進捗状況や達成状況について確認している。年度末には、再度面接を行い、目標達成度の確認を行うことで、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。

[18] II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	⑥	c	園では、理念等の実現に向けた“期待する職員像”を明確化している。毎年、研修計画を策定し、単年度における研修の種類や目的、内容について記載している。また、各研修の実施後には、研修内容の評価・見直しも行い、研修内容の向上に向けて取り組んでいる。今後は、教育・研修計画に、年間の研修目標や方針、開催月、対象者等を明確化するなど、年間計画として一覧化することに期待したい。
[19] II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	④	b	c	園では、個別面談等を通じて、職員一人ひとりの知識・技術水準・専門資格の取得状況等を把握している。把握した情報をもとに、職員一人ひとりの知識・技術水準に応じた階層別・職種別・テーマ別の研修を受講する機会を確保している。新任職員や中途採用職員に対しては、研修を実施したり、個別のOJTを実施したりするなど、経験や習熟度に配慮した取り組みを実施している。また、外部研修に関する情報収集に努めるとともに、参加を積極的に推奨している。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
[20] II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	⑥	c	園では、“実習生受け入れマニュアル”を作成し、受入れの目的や意義、手順、留意事項等を定めている。受入れ時には、園での留意事項等について説明を行うとともに、書面を渡すことで共有化を図っている。また、専門学校や大学等とも連携を図り、実習プログラムの内容等を決めている。今後は、実習指導担当について、職務分掌等で明確化することに期待したい。

II-3 運営の透明性の確保

	評価結果		判断の理由・取り組み状況	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
[21] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	⑥	c	園では、ホームページ等を活用し、教育・保育の基本方針及び目標、保育内容、事業報告書、予算・決算情報等を適切に公開している。問い合わせフォームや相談体制等の内容についても公表している。また、定期的に、地域の広報誌に園の情報を掲載し、保護者や地域住民等に向けて取り組みを公表している。今後は、理念等の記載を工夫したり、第三者評価受審結果や苦情・相談の改善・対応状況などについての公表が望まれる。
[22] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	④	b	c	園では、経理規程等にもとづいて、公正かつ透明性の高い運営に努めている。定期的に、内部監査を実施し、園の取り組み状況などについて確認している。また、毎月、外部の専門家とともに会計状況を確認したり、3か月に1回、税理士等による監査支援を受けたりして、客観的な意見等を得ている。指摘事項にもとづいて、適切に経営改善を実施している。

II-4 地域との交流、地域貢献

	評価結果		判断の理由・取り組み状況	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
[23] II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	④	b	c	園では、教育・保育の基本方針のなかで、地域との関わり方や基本的な考え方を明文化している。地域の関係機関等のパンフレットを園内に設置・掲示し、保護者等に向けて情報提供を行っている。子育て支援や地域イベント、小学校などの情報も、降園時や保護者会等の機会に提供している。年2回、地域の幼稚園・保育園・小学校・中学校等と連携し、会議・研修会を実施して、連携を図っている。また、田植えや稲刈り、近隣デイサービスの訪問、季節行事などを実施することで、子どもが地域と交流する機会を設けている。

[24] II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	㊦	c 園では、ボランティア受入れマニュアルを作成し、受入れ体制を整備している。マニュアルには、申込み手続き方法や事前説明、留意事項などについて記載し、職員間で共有化を図っている。新型コロナウイルスの流行下においても、安全面に配慮しつつ、歯科衛生士の学生をボランティアとして受け入れるなど、専門性を活かした取り組みを実施している。今後は、ボランティアの受入れに関する基本姿勢のなかに、学校教育等への協力について明文化することが望まれる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
[25] II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊦	b	c 園では、よりよい保育の提供に向けて、連携が必要となる関係機関や団体等の社会資源を明示した一覧表を作成している。一覧表は、職員室に掲示し、共有化を図っている。定期的に、近隣保育園や学校等との連絡会を開催し、情報収集・連携協力を努めている。また、子ども一人ひとりの状況にあわせて関係機関との会議を実施したり、合同避難訓練を実施したりするなど、地域のネットワークを有効に活用している。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
[26] II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊦	b	c 園では、定期的に、近隣の幼稚園・保育園・小学校・中学校等と連絡会を行い、地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。日ごろの子育てに関する悩み事を聞き取るために、相談窓口を設置するとともに、ホームページに掲載し、広く周知を図っている。また、わんぱく教室など、地域の子どもを持つ家庭への支援等を通じて、地域の生活課題等を聞き取るよう取り組んでいる。
[27] II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	㊦	c 園では、関係機関との会議や地域行事等で得た情報をもとに、公益的な活動を実施している。毎週、地域の子どもが参加できる“わんぱく教室”を開催し、園庭を開放している。定期的に、地域の保護者等に向けた食育教室も開催している。また、市から津波避難ビルの指定を受けるとともに、近隣施設等と合同で防災訓練を実施するなど、地域防災にも貢献している。今後は、中長期事業計画に掲げる“家庭保育者の子育て拠点事業”を整備することで、さらなる社会貢献の取り組みに期待したい。

Ⅲ. 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	評価結果		判断の理由・取り組み状況
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
[28] Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。	㊦	b	c 園では、理念にもとづく教育・保育の目標や基本方針等のなかで、子どもを尊重した保育について明示している。児童虐待防止マニュアル等を作成するとともに、毎年、人権研修を実施して、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員間での意識の統一化を図っている。また、人権チェックリストを用いて、職員一人ひとりの教育・保育に関する取り組みについて、振り返る機会を設けている。
[29] Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	㊦	c 園では、プライバシー保護マニュアルを整備し、一人ひとりのプライバシーに配慮した支援に取り組んでいる。毎年、環境保育に関する勉強会を実施し、子どものプライバシーについて、職員間で協議・検討する機会を設けている。日ごろの教育・保育の中で、排泄や着替え、シャワー、更衣等の場面において、プライバシーへの配慮を徹底している。また、パーティションや空き室を活用するなど、ハード面での工夫も行っている。今後は、業務の標準的な実施方法に関して文書化するにあたり、生活場面でのプライバシー保護について、留意事項を記載することが望まれる。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
[30] Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	①	b	c 園では、教育・保育の内容や園の特性等を記載した資料を作成し、行政機関等に設置している。組織内に、リクルート担当を配置するとともに、入園にあたってのパンフレットの見直しを行っている。パンフレットは、写真や図、絵などを用いて、わかりやすく且つ楽しいものとなるよう工夫している。入園希望者には、必ず見学を行い、資料を活用しつつ、各教室や遊具、教育・保育の取り組みなどについて、個別に説明している。また、ホームページを活用し、パンフレットに記載している事項に加えて、日ごろの様子をブログ形式で記載するなど、利用希望者に資する情報提供に努めている。
[31] Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	①	b	c 園では、教育・保育の開始時や保育内容の変更時に、重要事項説明書などの資料を用いて説明を行い、保護者等からの同意を得ている。入園時の説明資料は、絵や図を活用しつつ、行事予定や保育料金など、保護者等に資する情報を確認することができるよう作成している。特に配慮が必要な保護者等への説明についても、個別の特性を踏まえつつ、適切に説明している。
[32] Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	①	b	c 園では、他の園等への変更にあたり、子ども一人ひとりの状況等を記載した、引継ぎ文書を作成している。園内に相談窓口を設置し、子どもの退園後にも、保護者等が相談できるようにしている。また、引継ぎ先の園とも連携を図り、特に配慮が必要な子どもに対して、事前に確認・協議を行うなど、保育の継続性に配慮している。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
[33] Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	①	b	c 園では、日ごろの教育・保育のなかで、子どもの満足の把握に努めている。毎年、保育参加の実施時に、保護者との面談を通じて、意向等を確認している。満足度調査を目的としたアンケート調査も実施している。把握した意見・意向等について、事業計画担当を中心に分析・検討を行い、運営面への反映や具体的な改善などにつなげている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
[34] Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	①	c 園では、苦情解決体制（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員）を整備している。園内に、苦情解決の仕組みについてわかりやすく記載した資料を掲示するとともに、重要事項説明書にも苦情解決の取り組みについて記載し、保護者等に周知を図っている。“意見要望苦情対応マニュアル”を策定し、苦情等を受けた際の記録、対応方法を定めている。協議・検討した内容は、保護者等にフィードバックするとともに、教育・保育の質の向上に活かす仕組みを整備している。今後は、定期的に、マニュアル等を見直しを行い、苦情を受けた際の対応等について、さらなる内容の充実を図ることに期待したい。
[35] Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	①	c 園では、保護者が相談・意見等を述べる際に、相談相手を選択することができる環境を整備している。保護者等の意見の内容に応じて、リズム室やロッカールーム、パーティションなどを活用し、個別に話しやすいスペースを確保している。今後は、第三者委員に直接相談できる機会の整備や委員宛の意見箱の設置など、職員に相談することを負担に感じる保護者等に配慮した取り組みの工夫に期待したい。

<p>[36] Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>①</p>	<p>b</p>	<p>c</p> <p>園では、保護者からの意見・要望等を積極的に把握するための環境整備に努めている。園内に意見箱を設置したり、個別面談の実施時に聞き取ったりするなど、複数の方法を準備し、保護者等が意見を述べやすいよう工夫している。意見要望苦情対応マニュアルを作成し、相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順などについて定めている。出された意見等について、職員間での共有化を図るとともに、対応について協議・検討している。また、必要に応じて、環境担当や保健・衛生・美化担当、食育担当、看護師等と連携を図り、出された意見等について、専門的な意見を踏まえつつ、迅速に対応できるよう取り組んでいる。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>			
<p>[37] Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>①</p>	<p>b</p>	<p>c</p> <p>園では、組織の中で、安全担当や保健・衛生・美化担当を配置し、リスクマネジメント体制を整備している。毎日の昼礼等の機会に、安心・安全を脅かす事例等について、環境面や保育内容等のなかで気付いたことを共有している。収集した事例等をもとに、遊具やマニュアルなどを修繕・改修し、安心・安全な福祉サービスの提供に向けて取り組んでいる。また、園内外で開催される、危機管理等に関する研修への参加を積極的に推奨し、職員の資質向上に努めている。</p>
<p>[38] Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>①</p>	<p>b</p>	<p>c</p> <p>園では、保健・衛生・美化担当や安全担当などを設置し、感染症対策等に関する管理体制を整備している。感染症の予防と発生時の対応マニュアル等（感染症対策、嘔吐処理、救急対応等）を作成するとともに、感染症等に関する研修会・ケース会議等を開催し、職員間での周知・徹底を図っている。感染症等の発生時には、マニュアルにそって適切に対応している。また、定期的に、看護師を中心として保健だよりを作成し、感染症や日ごろの健康の情報などについて、保護者等に情報提供を行っている。</p>
<p>[39] Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>①</p>	<p>b</p>	<p>c</p> <p>園では、安全担当を設置するとともに、地震防災規程や津波発生時の避難マニュアル等を作成し、災害時の対応体制を定めている。子どもや保護者、職員等の安否確認方法（緊急連絡メール、緊急連絡・引き渡しカード等）を定め、職員に周知を図っている。食料や備品等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて適切に備蓄している。定期的に、地域の小学校を中心として、保育所や消防署、警察、自治会、その他福祉関係団体等との合同避難訓練を実施している。避難訓練の実施後には、関係団体と協議を行い、地域防災について意識の統一化を図っている。また、被災時に教育・保育を早期に再開することができるよう、事業継続計画を作成するなど、子どもの安全確保に向けた取り組みを組織的に実施している。</p>

	評価結果	判断の理由・取り組み状況	
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>			
<p>[40] Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>①</p>	<p>c</p> <p>園では、本年度より、事業計画担当を中心として、教育・保育の標準的な実施方法について記載した、“保育・教育マニュアル集”を見直している。今後は、定期的にマニュアルを見直すなど、教育・保育が一定の水準・内容を保つことができる仕組みづくりが望まれる。また、作成・見直しにあたり、子どもの尊重・人権、プライバシー保護、権利擁護等にかかわる姿勢を明示し、職員に周知・徹底を図ることに期待したい。</p>
<p>[41] Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>①</p>	<p>c</p> <p>園では、事業計画担当を中心として、教育・保育の標準的な実施方法について見直しを行っている。今後は、検証・見直しを行う時期や方法をルール化するとともに、職員や保護者等からの意見や提案を反映することができる仕組みづくりを期待したい。</p>

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
[42] Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	①	b	c 園では、指導計画作成の責任者を定めている。保護者等との面談や家庭調査票の活用等で、子どもや保護者等の状況について適切にアセスメントを行っている。全体的な計画にもとづいて、年・月・週・日案ごとの指導計画を作成している。計画の作成時には、必要に応じて、専門職や関係機関等と協議を行うなど、一人ひとりの状況に応じた計画となるよう取り組んでいる。また、個別指導計画については、3歳未満児と障がいのある子どもに対して作成している。
[43] Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①	b	c 園では、年・月・週・日案等の各指導計画について、定期的に実施状況の評価・見直しを行っている。見直し時には、教育・保育の質の向上にかかわる課題等を明確にし、職員間で共有化を図りつつ、新たな指導計画作成時に活かしている。また、送迎時や面談等で把握した、保護者の意見等も踏まえつつ、個別の状況に配慮した計画の評価・見直しに取り組んでいる。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
[44] Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①	b	c 園では、統一した様式により、子ども一人ひとりの発達状況や生活状況等を把握・記録している。個別指導計画の記載例を職員に配付し、記載方法等の共有化を図っている。保育業務支援システムを導入し、随時、記録等を確認することができるようにしている。毎日、昼礼の際に情報共有を行うとともに、昼礼ノートを作成し、全職員に周知できるよう工夫している。
[45] Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①	b	c 園では、個人情報管理規程等にもとづいて、子どもの記録の保管・保存・廃棄等を行っている。記録管理の責任者を明確化するとともに、施設が可能な場所で適切に記録を保管している。定期的に、個人情報等に関する研修会を開催し、職員に周知・理解を図っている。また、情報開示についても規程を定めている。さらに、保護者等に対しては、重要事項説明書等を活用し、個人情報の取扱について説明している。

福祉サービス第三者評価結果（保育所版）

事業所名 幼保連携型認定こども園 めだかのこころ

A-1 保育内容

	評価結果	判断の理由・取り組み状況
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
<p>[A1] A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a b c	<p>園では、児童憲章や児童の権利条約、児童福祉法、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領などの趣旨を踏まえた全体的な計画を作成している。園の理念にもとづいて、教育・保育理念や6つの教育・保育方針を掲げている。年齢ごとに教育・保育目標を定めつつ、子どもの心身の発達や家庭・地域の状況、保育時間、年間行事等も踏まえるなど、継続性に配慮している。教育・保育の内容以外に、防災を含めた健康と安全、保護者及び地域等に向けた子育て支援、職員の資質向上に向けた取り組み、他機関連携など、特色ある保育所の取り組みについても記載している。計画作成時には、各クラスや職務分野ごとに分かれて協議するなど、全職員が参画することができるよう工夫している。また、計画は、年度中に評価・見直しを行い、次年度の計画作成に活かしている。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<p>[A2] A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a b c	<p>園では、子どもが“あしたも行きたい”と思えるような居心地のよい環境整備に努めている。保育室には、24時間換気システムや空気清浄機などを設置し、新型コロナウイルス感染症の流行下においても快適に過ごすことができるようにしている。乳児室と3歳未満児の部屋には、床暖房も完備している。家具や玩具、遊具等は木製素材のものを採用したり、トイレに滑り止めマットを敷いたりして、安全面に配慮している。リズム室やデッキテラス、廊下のスペースなどを活用し、子どもが休息したり、気分転換を図ったりできる場所を確保している。また、手洗い場やトイレなど、園内の設備を清潔に保つとともに、子どもの目線・動線等を大切に捉え、利用しやすく主体的に過ごすことができるよう、配置等を工夫している。さらに、定期的に、学校薬剤師や専門業者等による検査を受けるなど、衛生管理・安全点検を適切に実施している。</p>
<p>[A3] A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a b c	<p>園では、教育・保育方針のなかで、子どもの発達過程に応じて一人ひとりにあわせた保育を実施することを明示している。入園時の段階で、家庭状況調査表を用いて、子どもの生育歴や健康状況、家庭環境等を把握している。日ごろの送迎時や個人懇談等の機会に、保護者等から子どもの様子を確認している。聞き取った情報は、昼礼や引継ぎシートなどを活用し、職員間での共有化を図っている。職員は、子ども一人ひとりの年齢や性格等にあわせて、言葉づかいや伝え方を配慮している。また、制止の言葉や大きい声かけを用いず、子どもに伝えることを心がけている。</p>
<p>[A4] A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a b c	<p>園では、教育・保育方針のなかで、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保育を実施することを明示している。子どもの主体性を大切に捉え、子ども一人ひとりの発達や興味に応じて生活習慣が身につくよう教育・保育に取り組んでいる。日ごろの教育・保育のなかに、異年齢保育を取り入れ、遊びや生活を通じて自然に習慣が身につくようにしている。また、午睡は、3歳児クラスまでを対象としているが、保護者等から家庭の状況を確認しつつ、希望に応じて睡眠を取ることができるよう配慮するなど、柔軟な対応を心がけている。</p>

<p>[A5]A-2-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>④</p>	<p>a</p>	<p>b</p>	<p>c</p>	<p>園では、教育・保育方針のなかで、子どもが自分で遊びを見つけて遊び込めるよう援助することを明示している。環境設備・保育リーダーが中心となって、子どもが自主的に遊ぶことができる環境整備に努めている。園庭は、「豊かに恵まれた自然の中で、のびのびと遊べる空間」をテーマとして、木製の大型遊具や砂場、池を模した設備などを設置し、自然に近い環境で身体を動かしながら遊ぶことができるようにしている。木製素材の家具や玩具等を取り入れ、安全面に配慮しつつ、身近に自然とふれあうことができるようにしている。各教室とリズム室には、1,000冊近い絵本や図鑑等を置いた図書コーナーを設置するとともに、定期的に絵本の貸し出しを行うなど、親子で楽しむことができる取り組みも実施している。また、定期的に、各クラスごとに異なる遊びを実施する“コーナー遊び”を行い、異年齢との交流を図りつつ、子ども同士の活動を援助している。年間計画にもとづいて、各遊具等の点検や遊びの内容の見直しなどを行っている。</p>
<p>[A6]A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>⑤</p>	<p>a</p>	<p>b</p>	<p>c</p>	<p>園では、全体的な計画のなかで、乳児保育に関する3つの視点（健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちが通じ合う、身近な物と関わり感性が育つ）を踏まえた教育・保育に取り組んでいる。担当制を導入し、乳児に優しく語りかけつつ授乳やおむつ交換等を行うなど、愛着関係を持つことができるよう配慮している。保育室には、安全性の高い家具を配置するとともに、間取りを工夫して落ち着ける空間を確保している。“食材チェックリスト”を活用して、家族等にアレルギー状況等を確認し、一人ひとりの発達状況にあわせた離乳食を提供している。木製の玩具や手作りの玩具等を準備し、様々な感触を楽しむことができるようにしている。また、新型コロナウイルス感染症の流行下においては、玩具や用具等の消毒を徹底し、感染症予防に努めている。連絡帳や登降園時の対話等により、保護者との信頼関係を築いている。</p>
<p>[A7]A-2-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>⑥</p>	<p>a</p>	<p>b</p>	<p>c</p>	<p>園では、全体的な計画のなかで、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を踏まえた教育・保育目標を示している。1歳児は、担当制を導入し、特定の保育士によるかわりにより、情緒の安定や発達過程にそった保育に取り組んでいる。2歳児は、子ども一人ひとりの成長にあわせて基本的な生活習慣を身につけることができるよう保育を実施している。子どもの自我の芽生えに配慮して、友達等の他者との関わり方について支援している。保育室の配置等も、子どもの興味・関心や季節等にあわせて、変化するようにしている。園庭での遊びや延長保育などの機会に、異年齢交流を実施し、様々な年齢の子どもと交流する機会を設けている。</p>
<p>[A8]A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>⑦</p>	<p>a</p>	<p>b</p>	<p>c</p>	<p>園では、全体的な計画のなかで、3歳児以上の保育に関して、養護や教育の5領域等の観点から踏まえた教育・保育に取り組んでいる。各年齢ごとに、基本的な生活習慣の定着を援助するとともに、日ごとの生活や遊び、異年齢交流などを通じて、子ども自身と他者を尊重する心が育つよう、保育の実践に努めている。定期的に、外部講師を招き、リトミック・絵画・造形・英会話・体操教室などのカリキュラムを実施している。保育士以外の大人との関わりによって、子どもの感性等の成長につなげている。園内での取り組みは、玄関のホワイトボードやブログ等に記載し、保護者等に伝えている。また、保護者の希望や保育士の判断などにより、3歳以上の子どもについても連絡帳を活用するなど、一人ひとりの状況にあわせた柔軟な対応を行っている。</p>

<p>[A9]A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>⑧</p>	<p>b</p>	<p>c 園では、事業計画のなかで、障がい児保育に関する4つの方針を掲げ、子どもの状況に配慮した保育に取り組んでいる。入園前から、保護者等と話しあい、子どもと保護者の意向を踏まえた個別指導計画を作成している。日ごろの保育のなかで気付いたこと等について、職員間で共有化を図りつつ、3か月に1回、計画を見直す際に反映している。近隣の支援センターとも連携を図りつつ、一人ひとりの特性や能力にあわせた関わりとともに、集団のなかの一員としてのかかわりを行うなど、両方の側面から支援に取り組んでいる。工夫している。障がい特性にあわせた椅子やバギーなどを準備し、環境面にも配慮している。職員は、支援学校の職員による研修を受けたり、オンライン研修を受講したりして、多様な子どもの状況に対する保育内容について学習している。</p>
<p>[A10]A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>⑨</p>	<p>c 園では、子ども一人ひとりの在園時間に配慮した教育・保育に取り組んでいる。朝と夕方に、玄関に近い1歳児の保育室で、0～5歳児の延長保育を実施している。昼礼時に、各クラスで記載している“引継ぎシート”を活用し、家庭と園内における子どもの様子について、情報共有を行っている。夕方の保育では、食物アレルギーに対応したおやつを提供するなど、安全面に配慮している。今後は、子どもの人数や状況等に応じて、パーティションなどを活用し、子どもが落ち着いて過ごすことができる空間づくりに期待したい。</p>
<p>[A11]A-1-(2)-⑩ 小学校等との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>⑩</p>	<p>b</p>	<p>c 園では、全体的な計画のなかで、小学校との連携による取り組みについて記載している。年2回、子どもが進学を予定している小学校と意見交換会を開催し、園児や地域の子ども等に関する情報共有を行っている。地域の幼稚園・保育所・小学校・中学校等と連携し、合同避難訓練や交通安全指導、行事への参加、体験入学などを実施することで、子どもが小学校以降の生活について見通しを持つことができる機会を設けている。保護者等に対しては、日ごろの登降園時の会話や懇談会等の機会に、就学にもなう不安や相談などを聞き取っている。また、小学校に渡す要録以外に、保護者等の希望に応じて“引継ぎシート”も作成している。さらに、特別支援学校や支援学級等への見学・相談時は、保護者とともに担任が付きそいを行うなど、個別の状況に配慮した援助を実施している。</p>

A-1-(3) 健康管理				
[A12]A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	①	b	c	園では、全体的な計画を作成するなかで、子どもの健康に関する教育・保育の取り組みについて明確化している。保健・衛生・美化担当を中心として、保健計画を作成し、看護師とともに子ども一人ひとりの健康状態の把握に努めている。毎日、看護師が各クラスを巡回し、子どもの検温・健康チェックを行っている。測定結果を保健日誌に記録し、職員間での共有化を図っている。定期的に、保健だよりを作成し、子どもの健康管理等について保護者等に情報提供している。また、年度当初に、SIDSに関する資料を保護者や職員に配布し、留意事項等を共有している。園内では、5分ごとに、午睡チェック表を用いて、乳児の午睡状況を確認している。
[A13]A-2-(1)-① 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	①	b	c	園では、年間保健計画にもとづき、健康診断・歯科検診等を実施している。毎月、看護師による身体測定を実施し、子ども一人ひとりの成長について“身体測定表”に記録している。年2回、嘱託医による内科検診や歯科検診なども実施している。計測した成長記録をグラフ化し、子どもの肥満や痩せ等の状況についてスクリーニングを行い、保護者等と連携を図りつつ、生活習慣病の予防に取り組んでいる。また、定期的に、4・5歳児の視力・聴力検査も実施している。
[A14]A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	①	b	c	園では、救急対応マニュアル等を作成し、アレルギー疾患のある子どもについて、適切な対応を行っている。入園前の段階で、園長・栄養士・担任教師が保護者等と面談を行い、子どものアレルギー状況について確認している。把握した情報は、職員間で周知を図るとともに、主治医の診断書にもとづき、子ども一人ひとりにあわせた除去食を提供している。食事の配膳時には、個人用のトレーを準備するとともに、除去食名を記載したり、複数人でチェックしたりして、配膳を間違えることがないように工夫している。定期的に、マニュアルにもとづいた研修を実施し、アナフィラキシー症状やけいれん発作などについて、適切に対応することができるようにしている。
A-1-(4) 食事				
[A15]A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	①	b	c	園では、全体的な計画を作成するなかで、食育の推進を位置づけ、年間の食育計画を作成している。毎月、食育改善会議を開催し、食育担当や事業計画担当等が連携を図りつつ、子どもの食育に関して協議・検討している。季節にあわせて、田植えや稲刈り、野菜の収穫、芋掘りなど、食材に触れる機会を多く設けることで、食に対する興味・関心が深まるよう取り組んでいる。毎食、おかわり分も用意し、子ども一人ひとりの食欲に応じて量を加減できるようにしている。また、保護者等に対しては、毎日の献立サンプルを掲示したり、毎月の献立表や栄養士による食育だよりを配布したりして、食生活や食育の取り組みなどを伝えている。
[A16]A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①	b	c	園では、毎月、食育担当を中心として食育会議を開催し、各クラスの喫食状況や子どもの嗜好、食育の取り組みなどについて協議・検討している。会議で協議した内容を、献立や調理方法等に反映するなど、組織的な取り組みを実施している。食事の献立は、旬の食材や行事食を取り入れるなど、季節を感じることができるよう工夫している。アンケート形式の嗜好調査を実施して、メニューに反映することもある。また、月1回、よく噛んで食べる食事を提供する“カミカミデー”を設けたり、食事に関する紙芝居やゲームを行ったりして、子どもが食事をおいしく食べることができるような取り組みを実施している。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携			
<p>[A17] A-4-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a	b	<p>園では、教育・保育方針のなかで、家庭との連携を密にし、子どもの発達過程に応じた育ちを築き、保護者の共感を得て養育力の向上を図ることを明示している。日ごろの子どもの状況は、連絡帳や登降園時の会話などにより、保護者と共有している。クラスごとのホワイトボードを玄関に置くことで、園内での取り組みや翌日の予定等を掲示し、保護者が確認できるようにしている。毎月、園だより・クラスだよりを発行し、行事予定や子どもの様子等を伝えている。また、定期的に、保育参加や懇談会を開催し、子どもの成長等を共有する機会を設けている。今後は、行事や年間の節目ごとにアンケートを実施するなど、保育内容に関する保護者の意見・希望等をより把握する取り組みが望まれる。また、園だよりやクラスだより等に、保育の取り組み内容等について、専門的な説明を記載するなど、保育の意図を保護者に伝える取り組みに期待したい。</p>
A-2-(2) 保護者等の支援			
<p>[A18] A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a	b	<p>園では、全体的な計画を作成するなかで、保護者等の子育て支援の取り組みについて明示している。日ごろの登降園時や個人懇談等の機会に、保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築くよう努めている。児童・療育相談の窓口を設けるとともに、“懇談申請書”を配布し、子育て等に関する相談を受ける体制を整備している。相談内容は記録に残すとともに、必要に応じて職員間での共有化を図っている。定期的に、栄養士等を講師として、保護者向けの講演会を開催するなど、保護者が安心して子育てができるよう支援している。</p>
<p>[A19] A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a	b	<p>園では、“児童虐待防止マニュアル”を作成し、虐待の予防や早期発見・早期対応等に取り組んでいる。重要事項説明書に、虐待の防止のための措置に関する事項を記載し、入園時の段階で、保護者等に説明している。日ごろの健康チェックや保育時の観察により、子どもの身体状況や表情を注意深く観察し、早期発見・早期対応に努めている。登降園時の会話や個人懇談等の機会に、家庭状況を把握するよう努めている。虐待等が疑われる場合には、市の担当課や児童相談所、警察などの関係機関と連携を図り、速やかに対応する体制を整備している。また、関係機関に連絡する際の体制図も作成し、職員に周知・徹底を図っている。</p>

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
<p>[A20] A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a	b	<p>園では、年度当初に、職員一人ひとりの成長計画を作成している。クラス運営や職務分野、ビジネスマナーなどについて、個別に目標・身につけること・工夫点等を設定するとともに、年4回、実践状況を振り返る機会を設けている。また、毎日の昼礼や分野別の会議等のなかで、日ごろの教育・保育における課題等を抽出している。抽出した課題をもとに、主幹や園長等で協議し、保育内容の改善や次年度の計画作成に活かしている。</p>